

令和7年度前橋市地方就職学生支援金交付要項

令和7年8月12日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所産業政策課（6階） 電話 027-898-6985（直通） 027-224-1111（内線4213・4214） 電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この支援金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	東京圏から市内へ移住するに当たり、群馬県内企業等への就職活動等に係る経費及び移住に係る経費に対して支援金を交付することにより、卒業時のU I Jターン就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とします。
内容	<p>交付対象者</p> <p>1～4の要件を全て満たす転入者としします。</p> <p>1 移住元に関する要件 次に掲げる事項を全て満たすこと。 (1) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。 (2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。</p> <p>2 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 本市に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、群馬県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。 (2) 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。 (3) 移住先の市町村に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に3の要件を満たす企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。</p>

		<p>3 地域の担い手としての役割に関する要件 次に掲げる事項の(1)及び(2)に該当すること。</p> <p>(1) 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 勤務地が群馬県内に所在すること。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。</p> <p>ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。</p> <p>オ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。</p> <p>(2) 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業（就職活動等にかかる経費（交通費）については見込み）であること。</p> <p>イ 本市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。</p> <p>4 その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(5) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(6) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(9) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p> <p>(10) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の</p>
--	--	--

	<p>配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(11) その他群馬県及び前橋市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>
交付金額	<p>1 就職活動等にかかる経費（交通費）</p> <p>交付対象者「2 移住先に関する要件」の企業に就職するための採用選考に要した、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した往復交通費のうち、1回分の経費を支給します。</p> <p>(1) 就職活動の実施場所が群馬県内の場合 一律 6,000 円</p> <p>(2) 就職活動の実施場所が群馬県外の場合 自己負担額の 1/2 以内（支給上限 6,000 円） ※支給金額に 100 円未満の端数が生じた場合は 100 円未満切り捨て（支給金額が 100 円未満である場合は、1 円未満を切り捨て）。</p> <p>(3) 就業先企業が交通費の一部を支給している場合 群馬県の旅費規程に基づく往復交通費（12,000 円）から企業負担額を差し引いた額の 1/2 以内 ※(2)に同じ</p> <p>2 移住にかかる経費（移転費）</p> <p>東京圏内から本市への移住にかかった費用を実費支給します。 上限 66,000 円 ※就職先の企業から移転費用に対する補助が支給される場合は、原則として移転費補助の対象外です。 ※支給金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は 1,000 円未満切り捨て。</p>
交付条件	<p>1 交付対象者は、前橋市地方就職学生支援金事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 交付対象者は、前橋市地方就職学生支援金事業に係る書類等を常備し、事業終了後 5 年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 交付対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成 10 年前橋市規則第 34 号）、この要項及び交付決定通知書兼交付確定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。</p>

<p>交付申請の手続等</p>	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>1 申請受付期間 令和7年8月12日から令和8年2月6日午後5時まで</p> <p>2 提出書類 (1) 地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号） (2) 写真付き身分証明書 (3) 在学証明書又は卒業・修了証明書（大学等所定の様式のもの） (4) （交通費申請の場合）利用した交通機関の領収書 (5) （移転費申請の場合）移住経費に係る領収書及び明細 (6) 内定証明書（様式第2号） (7) 移住元の住所を確認できる書類 (8) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 提出方法</p> <table border="1" data-bbox="560 705 1410 965"> <tr> <td data-bbox="560 705 746 835"> <p>窓口</p> </td> <td data-bbox="746 705 1410 835"> <p>前橋市役所6階 産業政策課 午前9時00分～午前11時30分 午後1時30分～午後5時00分</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 835 746 965"> <p>メール</p> </td> <td data-bbox="746 835 1410 965"> <p>kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前0時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後5時までとします。</p> </td> </tr> </table>	<p>窓口</p>	<p>前橋市役所6階 産業政策課 午前9時00分～午前11時30分 午後1時30分～午後5時00分</p>	<p>メール</p>	<p>kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前0時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後5時までとします。</p>
<p>窓口</p>	<p>前橋市役所6階 産業政策課 午前9時00分～午前11時30分 午後1時30分～午後5時00分</p>					
<p>メール</p>	<p>kougyou@city.maebashi.gunma.jp 午前0時00分～午後11時59分 ただし、最終日は午後5時までとします。</p>					
	<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>				
	<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>1 次の書類により請求してください。 (1) 地方就職学生支援金交付請求書（様式第5号） (2) 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>				
	<p>交付決定の取消し又は支援金の返還</p>	<p>1 次の場合は、地方就職支援金の交付決定の全部又は一部が取り消され、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとします。ただし、当該各号に該当することにつき、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と市長が認めた場合には、この限りではありません。</p> <p>(1) 全額の返還</p> <p>ア 虚偽の申請等をした場合</p> <p>イ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合</p> <p>ウ 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く）</p> <p>エ 就業日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（退職日から3カ月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く）</p>				

		<p>オ 交付申請日、本市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に転出した場合</p> <p>(2) 半額の返還 交付申請日、本市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に転出した場合</p> <p>2 地方就職支援金の交付を受けた後、同交付決定を取り消された場合は、指定された期限までに取消しに係る部分の地方就職支援金を返還しなければなりません。</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（別紙1） ・個人情報同意書（別紙2） <p>2 内定証明書（様式第2号）</p> <p>3 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第3号）</p> <p>4 不交付決定通知書（様式第4号）</p> <p>5 地方就職学生支援金交付請求書（様式第5号）</p>